

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人と動物との共生社会推進懇話会		
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話 042-769-8347 (直通)		
開催日時	令和5年3月30日(木) 午後2時～4時		
開催場所	ウェルネスさがみはら3階 一般健診室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	6人(保健衛生部長、生活衛生課長、他4人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 あいさつ  2 議 事 (1) 猫の一時保護施設の整備について  3 報告事項 (1) 多頭飼育届出制度の条例化の検討 (2) 社会福祉部局との連携		

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

### 1 あいさつ

保健衛生部長

### 2 議事

(司会進行：榎本委員)

事務局から、資料に基づき説明

#### (1) 猫の一時保護施設の整備について

(大矢委員) 入口スペースは前室となっているのか。また、隔離室は検疫を目的として使用するのか

(事務局) 入口スペースは前室となっている。また、収容猫のウイルス検査等が済むまでの間一旦収容する目的であるため、ご意見のとおりである。

(大矢委員) 獣医師の常駐はあるのか。

(事務局) 獣医師の常駐は想定していないが、収容動物の受診等については委託として実施することを検討している。

(山本委員) 検疫目的とすると、スペースが小さく感じる。例えば40頭程度の多頭飼育崩壊があったとして、一時的に留め置けるか。また、図の入口スペースから入ってきた場合、隔離スペースまで距離があるため、隔離の意味がなくなってしまう。隔離スペースに直結する出入口を別に設け、かつ、そこで完結する給排水できる設備が必要。

(事務局) 入り口スペースとは別に廊下側にドアを設けている。人の出入りは入口スペースを原則とするが、猫の搬入は収容エリアを跨がないようにこちらのドアから行うことを想定している。また、隔離室右下に給排水設備もある。隔離スペースの大きさについては、確かに40頭を一度に留め置くことは難しいと思われるが、収容数に限りがあることから、多頭飼育崩壊等の急な多頭収容については、ケースごとに協力団体等と協力の上対応させていただきたい。

(山本委員) 例えば、廊下を中央エリアまで伸ばし、壁で仕切るなどして収容エリアと隔離スペースを分けてはいかがか。また、隔離室にいる間に白血病等が判明し、別途隔離が必要となった猫についても、どこに収容するのか。隔離室に置いたままだと新たに隔離室に収容した猫への感染が考えられる。検疫目的の猫とゾーン分けするなど、感染を防ぐ工夫が必要と考えられる。

(事務局) ゾーン分けについては検討中であるが、完全な壁ではなく、パーティション等による分け方を考えている。具体的な配置は今後検討を進める。

(石丸委員) 慣らし室が飛び出ており、ケージの置き場等を考えると使いにくく思う。

配置等に変更できないか。また、先程の隔離の話であるが、検疫、白血病等のウイルス感染以外にも猫カゼの流行なども別で考えた方がよいと思われる。

(大矢委員) 室の配置等については石丸委員と同意見。隔離の話については、消毒可能な可動式パネルを複数用意し、収容状況に応じて使用するのがよい。

(山本委員) 必要に応じ、トリミング室にもケージ等を置いて隔離室として使えるようにするとよい。

(大矢委員) 汚物室がないが、汚物処理はどのようにするか。

(事務局) 汚物室については、ゴミ箱等での管理は難しいか。

(大矢委員) 運用次第である。ポリバケツ、ビニール等に入れて毎日回収する想定であれば問題ないと思われる。なにも特別な処理機を設置する必要はない。置き場所等は設定しておいた方がいいと思われる。

(事務局) 承知した。汚物管理・処理については今後検討する。

(榎本委員) 実際の運用する際のイメージをしてみてもどうか。猫の一時保護施設の運用が始まり、市内で多頭飼育崩壊が起き、所有権放棄により40頭の猫を引き取ったとする。どのように進めるか。

(事務局) 現場の状況次第などところもあるが、猫が著しく汚れている、不妊去勢手術未実施である場合、まず洗浄や不妊去勢手術を初期ケアとして実施する必要がある。前述のとおり、一時保護施設だけで対応しきれない数であれば、ボランティア団体等にも協力いただき、当該施設を活用しながら、順に初期ケアを行っていくこととなる。

(石丸委員) ボランティアとしてこれまでも手術等に協力しており、原則引取り前に洗浄や不妊去勢手術を実施していた。飼い主によっては、引取りが決まっても次の日には引取りを拒否するケースもあるため、迅速な処置が必要である。多頭飼育崩壊であれば全頭引取りが原則であるとは思いますが、適正な状態で適正な数を飼うよう指導することも行政には行ってもらっている。飼い主が飼育状況を改善し、行政が確認していただいた場合、何頭かは継続飼養となったケースもある。猫の一時保護施設運用後も、収容する・しないだけでなく、状況に応じた柔軟な対応を行ってほしい。

(山本委員) 今はまだ暫定的な運用だと思っている。こういった流れでどこに収容するかは、様々な運用が決まっていない現時点では明確にはならない。これまで行ってきた方法の課題の一つを改善する方法として収容施設を作ることになったものと認識しているし、ありがたく思う。将来的には動物愛護センターができ、また運用が変わるものだと思うが、ボランティア抜きには成り立たないものであるため、今後も一緒にいい形で話し合いながら運用できるようにしていけることを期待している。

(石丸委員)麻布大学や獣医師会との連携も整えていく必要がある課題だと思われる。

(事務局)山本委員のおっしゃったように、まずは猫の置く場所を確保するということで、猫の一時保護施設の設置を進めている。しかし、既存施設を暫定施設として活用するものである以上、施設の広さや配置、区画の設置には限りがあるため、運用を含めて感染症対策を実施していきたい。

(山本委員)一時保護施設は、慣れてない猫や病気の猫など、譲渡の難しい猫を医療ケア等しながら飼育するような、ボランティアが取り扱うことが難しい猫を取り扱うことで、ボランティアが譲渡を進めることができるため、そういった施設としての運用が望ましい。

(石丸委員)一時預かりボランティア制度について、一般の個人ボランティアを想定していると思うが、他自治体では公募しても集まらなかったと聞いている。一般の個人ボランティアに預けた際は、預かった猫が病気になったときは一度行政に戻して、獣医療を受けられるなど、どこまでケアができるかは今後の検討課題だと思う。

(山本委員)猫の飼養管理に関してボランティアはノウハウがあるため、ケージ等の備品を買う際などは、そういったボランティアと意見交換ができると、効率的な設備や配置を整えることができると思う。

(石丸)市で開催している月に一度の譲渡会があるが、一時保護施設からは遠く、利便性が悪い。前日に犬舎に入れるなどの準備を行った方がよいと思われる。

(事務局)設備や感染予防等について貴重な意見をいただいたところであるが、今後の運用としては保護した猫をより多く譲渡していくことが重要となると考えている。なにか譲渡の促進や収容猫を減らすことに関して、ご意見があれば願います。

(山本委員)施設の管理者について、馴化のノウハウや感染症に対する知識の習得やスキルをあげていくことが必要。給餌や掃除だけでは馴化はできないし、感染症対策はできない。猫を馴らすには一人で色々やるのでは難しく、多くの人がその猫をよく見て、性格を知り、様々な工夫をすることが大事であることから、麻布大学や動物学校の学生が動物を扱う場として利用するなど、様々な協力者が係ることができるとよい。

(大矢委員)地域住民とのコンセンサスはどうなっているか。また、施設と近隣住民の住居との距離などは。

(事務局)今後地域住民に説明を行う予定となっている。近隣の住居としては、道路を挟んだ向かい側に住居があるが、樹木伐採等の工事前に口頭で説明をしたところである。

(大矢委員)猫が多数入るとなれば、鳴き声やにおいなどの発生が考えられることから、近隣との調整は重要である。換気扇へのペーパーフィルター設置など、騒音悪

臭の対策を実施しているかどうかで近隣住民の受け取り方も変わるのではないかと。(石丸委員)消臭については今様々な商品があり、設置するだけで非常に効果を発揮するものもあるため、対策した方がよい。

(事務局)近隣住民への説明やにおい対策は非常に重要と考える。適切に対応して参りたい。

### 3 報告事項

#### (1) 多頭飼育届出制度の条例化の検討

#### (2) 社会福祉部局との連携

(石丸委員)多頭飼育届出制度については、従前から話をしているとおり、10頭に増える前に対応することが重要である。6頭ぐらいであれば飼っている市民も多くいるかもしれないが、届出の敷居を下げ、届出しやすい環境にすることで、適正でない飼育頭数や繁殖への抑止力となるほか、劣悪な環境となる前に、適正飼養を浸透させることができる。市で実施している猫の相談会などで、6頭以下の相談件数がどの程度あるのかを数字として把握するとよいと思う。

(山本委員)猫の頭数が10頭に満たない数のうちに相談に来ることで、適正飼育の啓発に繋がっている。

(事務局)従前より多頭飼育届出制度の頭数を6頭とすることについてご意見をいただいているが、6頭という数字は、不妊去勢されてないオスメスと、生まれた子猫数頭で6頭となることからの数字か。

(山本委員)環境省の出している多頭飼育対策ガイドラインにおいても、多頭飼育崩壊へ至った動物飼育状態について、繁殖可能個体が1頭でもいたことが原因となるリスクが高かったことが示されている。最初の1～2頭が1回出産した時点で5頭を超えてしまう。1回の出産の時点では不妊去勢手術を行う負担は小さいが、2回以降は一気に数が増えて対応が困難となることから、この頭数がギリギリのところである。条例を作るのであれば、実効性のあるものを作成いただきたい。現在6頭以上で制度を作っている自治体はまだ少ないが、有効性については調べていただきたい。

(石丸委員)飼い主が行政等を拒絶して状況が改善しないケースが多いため、届出対象者へ指導ができることが重要。

(山田委員)社会福祉部局の連携について。動物愛護管理法の改正により、不妊去勢手術をしない猫を外に出してはいけないこととなっている。手術が義務であるからには、高齢者等の外飼いの猫に不妊去勢手術を行うことができないか。現状では、ケアが必要な飼い主にはヘルパー等が入っているが、そういった面では指摘ができないため、猫が妊娠、出産してしまう。それを事前に止めなくてはならない。

(大矢委員) その場合所有権の問題がある。

(山田委員) 罰則がないとは言え、法で外に出す猫の不妊去勢手術が義務となっていることから、未手術の猫は絶対に出さないということが可能なのか。それができないのであれば、手術の実施についての行政指導はどこまで可能かを詰めていけないか。

(大矢委員) 行政が立ち入って手術をさせることを強制するというのは、どのように処置していくか、非常に難しい問題と思われる。

(山田委員) 飼い主に丁寧に説明したうえで理解を得て実施するのが一番いいと思うが、放置しては被害が広がってしまうことが懸念される。

(大矢委員) 例えば、環境省が指針等を出して全国的に行えるのであれば非常に有効だと考える。相模原市だけで実施が可能なのか。やるとしたら相当慎重にやらなければ問題となってしまう。

(山田委員) 勝手に手術をするのは不可能であるが、飼い主との丁寧な話し合いの中で、手術をする方向にもっていくことを、社会福祉部局と動物愛護部局の連携の中で進められるような仕組みを作ってほしい。

(大矢委員) 以前にも話があったかもしれないが、多頭飼育崩壊の現場立ち入りの際は、警察との連携も重要である。他都市では職員が現地で殴られたケースなどもあるほか、動物愛護管理法の違反で逮捕されるケースなどでは、警察の介入がある。警察と連携体制はとれないか。

(事務局) 市内警察署とは有事の際に情報共有を行いつつ事例に対応している。

(大矢委員) 多頭飼育の問題に警察を含めるのは有効だと思われる。今後検討いただきたい。

(事務局) 承知した。

(榎本委員) 近隣の方の不適切な飼養を見かねて、猫を動物病院に連れてきたケースもある。市民は近所付き合い等で直接話をしにくいこともあるが、行政に相談するなどして、様々な立場から連携して解決に向かえるといいと思う。

(山本委員) いわゆる外猫の飼い主は不妊去勢手術が義務となったことを知らない人が多く、お金を払ってまで不妊手術をしたくないという方もいる。よく啓発してほしい。

(山田委員) 法で課された義務を果たしていない市民に対し、市で独自に罰則等を科すことは可能か。手術代を払いたくない方も、罰金とどちらが得かを単純に考え、手術を実施しようと考え、結果手術を実施するものが増えることが望ましい。

(事務局) 法の規定とは別だが、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1項第7号より、「動物が繁殖して、自らが飼養すること又は新たな飼養者を見つけることが困難と認められるときは、当該動物に生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること」としており、これに違反した場合の勧告、措置命令が規定されてい

る。

(事務局)猫に関しては飼い猫と野良猫等の定義が困難で、所有者、占有者となり得る方複数いることも多く、実情として問題となっている。他人の所有となっている猫を勝手に手術するのは所有物の損害である。市民の理解を得ながら、不妊去勢手術の必要性を普及啓発していく。

(山田委員)餌やり者に対し「自身の猫ではない」と確認を取れた場合、所有者のいない猫として手術を実施できないか。

(事務局)他に所有者、占有者がいる可能性もある。

(石丸委員)飼養者の認識として、外猫、家猫、家の中と外を出入り自由な猫の他、“餌やり猫”があり、飼養者が「自分の猫ではないが餌をあげているだけ」とすることが多い。市の相談会などでは、この餌やり猫について行政やボランティアが直接手術をするのではなく、飼養者が世話をしている自身の責任のもと、不妊去勢手術を実施していただくよう案内している。

(大矢委員)自身の知り合いも、家では事情があって飼えない野良猫を不妊去勢手術したほか、その周りの猫も併せて手術を実施している。ちゃんとしたルールにのっとって管理しているのがよい。

(山田委員)逆に飼い主であるという意識があるのであれば、所有明示も行って然るべきであるが、それをせず、不妊去勢手術をしない外にいる猫を自身の猫とするのもいかなものか。

(山本委員)外猫の不妊去勢手術が義務となったのは最近のことで、外に出してもいいと思っている人が多い。義務であることの周知がやはり重要だと思う。

(山田委員)広報等を利用し、なるべく早く状況を良くするために周知願いたい。

(事務局)適正飼養の啓発として実施する。

以 上

## 相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	麻布大学	教授	欠席
2	榎本 力弥	一般社団法人 相模原市獣医師会	副会長	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	途中 出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	欠席
6	阿部 真由美	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係 副主幹	欠席
7	石丸 雅代	たんぽぽの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	関 博子	相模原市動物愛護推進員		出席